

西都市広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発行する広報紙「広報さいと」又は市が管理するホームページ（以下「広報紙等」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告掲載」とは、広報紙等に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治、宗教、外交、社会問題等に係るもの
- (4) 意見広告、個人又は法人の名刺広告、人材募集その他これに類するもの
- (5) 人権を侵害するもの
- (6) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (7) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (8) 市民に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 広告掲載に係る事業者及び業種その他の広告掲載に関する基準は、市長が別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 市内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
- (3) 前2号に掲げる以外のもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料、掲載回数及び掲載期間は、市長が別に定める。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、市の広報紙等を通じて行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載をしようとする者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市町村税に滞納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 申込者は、西都市広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 同意書(様式第2号)又は市町村税に滞納がないことを証する書類
- (2) 広告の原稿及びそれに伴う資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、広告掲載の可否を決定の上、西都市広告掲載可否決定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は市長が指定する期日までに掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の決定の取消し)

第10条 市長は、広告掲載の決定後において、第3条に規定する基準に該当する事実が判明したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、広告主に対して、西都市広告掲載決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- (1) 市長が指定する期日までに掲載料の納付がないとき。
- (2) 市長が第7条に規定する申込書又は添付書類の内容に虚偽があると認めたとき。
- (3) 市長が取消しを必要と認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第11条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない事由により広告掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(審査機関)

第12条 広告の内容等について審査するため、審査会を設ける。

- 2 審査会は、委員長及び委員若干名で構成する。
- 3 委員長は副市長を、委員は総務課長、総合政策課長、商工観光課長及び市民課長をもって充てる。
- 4 委員長は、前項に定める委員のほか、審査する内容に関連する所管の課長を臨時の委員として加えることができる。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第13条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の開催が困難な場合は、書面をもって開催に代えることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。